

平成22年11月17日

生駒市議会議長 中谷尚敬 殿

議会運営委員会委員長 井上充生

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成22年11月11日(木)～12日(金)
- 2 派遣場所 山口県防府市議会及び広島県呉市議会
- 3 事 件 (1) 議会基本条例の制定過程について
(2) 議会基本条例の制定について
(3) 予算審査特別委員会について
(4) 議会の改革について
- 4 派遣委員 井上充生、白本和久、山田正弘、矢奥憲一、有村京子、
福中眞美、小笹浩樹、塩見牧子、角田晃一
- 5 欠席委員 浜田佳資
- 6 概 要 別紙のとおり

防府市の概要

防府市は、人口約11万8千人、面積118.59km²の産業・文化都市であり、古くは軍港として栄えるとともに、大開作の築造により塩田がつくられたことによって、製塩業の隆盛な港町としても発達したまちである。

平成15年には、2市4町の山口県中部合併協議会を設立し、17回の協議を行ったが、防府市を除く1市4町が合併し（新「山口市」）、防府市は単独での市政を継続することになり、行財政改革の更なる推進等を行い、コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくりを推進している。

1 議会基本条例の制定過程について

(1) 平成21年12月 条例制定に向けた策定作業部会を設置

- ① 5名の委員から構成され、議会改革フォーラム、パブリックコメントを含む条例案上程までの工程を決定する。
- ② 先進事例市（京丹後市・伊賀市・所沢市・栗山町）の研究
- ③ 全議員対象の勉強会の開催（講師を招き勉強会を行う）

(2) 策定作業

- ① 条例の章ごとに、委員で担当を決定し、条文案を作成する。
- ② 作業部会内で協議を行い、修正（他の条例、規則等との整合性のチェックを行うなど）する。

(3) 議会改革推進協議会への提示後、逐条解説の作成

(4) 執行部などとの協議

- ① 議決事件化の範囲の拡大で、意見の違いが出て、現在も継続審議中。
- ② 全員協議会での全議員へ議会基本条例(案)の説明。

(5) 議会基本条例(案)についてのパブリックコメントの実施

- ① 平成22年7月21日～8月20日までの1カ月間で意見を募集。
- ② 意見提出者数 29名。
- ③ 意見提出件数 131件。

(6) 議会基本条例(案)のPRのための議会改革フォーラムの開催準備

- ① 市広報紙・ホームページに掲載しての周知。
- ② 自治会へのチラシの回覧。
- ③ ポスターの掲示（出張所・公民館・公共施設など）。
- ④ 県内他市議会への案内状の発送。
- ⑤ 各議員後援会などへの広報。
- ⑥ 講師・コーディネーター・パネリストとの打合せ。
- ⑦ 会場の予約と打合せ。

(7) 議会改革フォーラムの開催

- ① 参加者数 一般市民 約300人。

(8) 今後の予定

- ① パブリックコメントの検討整理。
- ② パブリックコメントの条例(案)への反映と、市民への返答・公開。
- ③ 関連条例・規則などの改正の洗い出し。
- ④ 平成22年12月定例会へ上程予定。
- ⑤ 平成23年1月 第2回目の議会改革フォーラムの開催を予定。
- ⑥ 関連条例・規則などの改正や運用基準・要綱等の策定
- ⑦ 平成23年1月 防府市議会基本条例を施行

2 防府市議会 議会基本条例(案)のポイント

(1) 議会報告会の開催を規定（第7条）

- ① 議会報告会の開催等により、議会活動に関する情報を積極的に提供することを規定している。

(2) 懇談会の開催を規定（第 9 条）

- ① 政策提言に反映させるため、市民との懇談会の開催等により、多様な意見交換の場を設けることを規定している。

(3) 公聴会及び参考人制度を規定（第 9 条第 2 項）

- ① 市民の意見や知見を審査に反映させるための、地方自治法に規定されている公聴会及び参考人制度の活用を図ることを規定している。

(4) 市長の反問権を規定（第 10 条）

- ① 意思決定機関である議会・議員と執行機関である市長等との健全な緊張関係を保持するために、議員の質問に対し論点を整理するための反問権を付与することを規定している。

(5) 議会審議における論点情報の形成を規定（第 11 条）

- ① 重要な政策、施策、計画等が提案される場合には、公正・透明性の確保、論点の明確化、議論水準の向上及び議決責任担保のため、6 項目を示すことを規定している。

(6) 議決事件を規定（第 13 条）

- ① 議会で議決する事件を拡大し規定することで、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進するために規定している。

※ 今現在も、執行部と継続して審議を行っている。

(7) 議員間討議を規定（第 14 条）

- ① 議会は合議体であることから、審議・審査過程において、合意形成を図るため議員間で、十分に討論することを規定している。（委員会審査では、執行部を退席させてから討議を行う運用になる）

(8) 議会モニター制度を規定（第 20 条）

- ① モニターが議会を傍聴し、意見・要望を出すことによって、議会改革への市民の参画を図ることを規定している。

2 議会の改革について

(1) 議会改革推進協議会設置に至った経緯

平成20年11月に改選し、同年12月の議会運営委員会において、委員より「議会改革の組織を設置したい」との要望が出され、その後の会派代表者会議における協議を経て、平成21年1月に議長の諮問機関として「議会改革推進協議会」が設置された。各会派から1名以上（3名ごとに1名）を委員として選出し、会派より改革項目を提案、それを「1年以内に検討・実施するもの」や「1年以上の期間を要するもの」「執行部との調整などが必要であるもの」に分類し、平成21年4月から「1年以内に検討・実施するもの」のテーマを「監視機能の強化」「政策立案機能の強化」「市民に開かれた議会」「市民と協働する議会」「その他」に分類し、分類ごとの実施の可否が協議された。

協議会の決定は、あくまで全会一致とし、各テーマの全会一致分を実施することを協議会として内定し、執行部関連の改革項目については、執行部側のヒアリングも実施し、できるものから取り組むことに決定した。

その後、改選前の議会から懸案事項であった「議会基本条例の制定」に向けた議論に入り、パブリックコメントの実施や議会改革フォーラムを開催することにより、平成22年12月での「防府市議会基本条例」制定を目指している。

(2) まとめ

議会改革に関する取組を項目で検証していくと、さほど多くの取組を行われたような感じはないが、説明を受けるごとに議会改革に対する熱意や真摯さを見ることができた。任期前半の議会改革の最終点が、「議会基本条例の制定」に設定されており、後半では議会基本条例に基づいた運用での改革に取り組まれるとのことであったが、更なる議論の末、先進的な取組にまい進される姿勢を参考にしなければならないと感じた。また、議会報・フォーラムのポスターやビラなどの作成、この議会改革において、すべて自分たちのオリジナルで取り組まれる姿に感嘆するとともに、今後は、議会基本条例制定過程はもちろんのこと、防府市議会を大いに参考にし、残りの議会改革に取り組んでいきたいと考えている。

呉市の概要

呉市は、生駒市の約7倍の353.76km²の面積で、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面した気候穏和で自然に恵まれた中核工業都市である。平成12年に特例市に昇格し、県内では福山市に次ぎ人口3位の都市であり、保健所政令市にも指定されている。古くは旧海軍の軍港として栄え、今も海上自衛隊呉基地があり、週末は一般開放され賑わいを見せている。

平成17年3月に、周辺の安芸郡音戸町・倉橋町・蒲刈町・豊田郡安浦町・豊浜町・豊町を編入したことによって、人口約25万人の都市となった。

1 予算特別委員会について（補正予算も特別委員会で審査）

(1) 組織と審査日程

予算議案が上程されれば、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、予算議案が付託される。会計種別、費目により5日間に分けて、説明・質疑を行い、6日目に総括質疑・討論・採決を行う。

(2) 審査方法

①質疑 ア 発言時間は、会派又は小会派の持ち時間とする。

イ 会派持ち時間

会 派（3人以上）会派均等割40分+5分×所属議員数の合計

小会派（2人以下）：15分×所属議員数の合計

ウ 会派又は小会派の持ち時間は、1日単位とし答弁を含める。

エ 他会派又は他小会派の持ち時間の使用は認めない。

オ 発言は、挙手により行う。（会派又は小会派内の順位について希望がある場合は委員長に事前に申し出る。）

カ 発言順位は、大会派順によるリンク制とし、1日ごとに繰り下げる。なお、小会派の質疑は、会派の質疑が終了後、リンク制により行う。

キ 補正予算に対する発言は、計上されている「目」の範囲内とす

る。

ク 議題外の発言については、原則として認めない。ただし、委員長がやむを得ないと判断した場合は、1回に限り会派又は小会派の持ち時間の範囲内でこれを許可する。

ケ 人数・回数 of 制限はなく、発言方法（一問一答方式等）は発言者の意思にまかせる。

②総括質疑（新年度予算のみ）

ア 発言者は、発言通告書を期限（議会運営委員会で決定される）までに提出する。

なお、通告時刻は午後1時までとする。

イ 通告者以外の発言及び関連発言は許可しない。

ウ（1）のア、ウ、エ、クと同じ。

エ 会派の持ち時間

会 派（3人以上）：会派均等割40分＋15分×所属議員数の合計

小会派（2人以下）：25分×所属議員数の合計

オ 発言通告書には、発言の要旨を具体的に記載する。

カ 発言順位は、議会運営委員会において、まず会派から申し出のあった第1順位者で通告順にくじで決定し、引き続き第2順位者以降も同様に決定する。その後、小会派から申し出のあった通告者について、会派と同様の方法により順位を決定する。なお、会派又は小会派内の発言順位はそれぞれに任せる。

③討論

ア 発言者は、発言通告書を期限（議会運営委員会で決定される）までに提出する。なお、通告時刻は午後1時までとする。

イ 同一議案に対する討論は、同一会派又は同一小会派においては1人が代表して行う。

ウ 発言通告書の記載内容は、「議案名」・「反対又は賛成」の別とする。

エ 発言時間は30分以内に制限する。

オ 発言順位は、その都度議会運営委員会において「くじ」により決定するが、反対・賛成の順（討論交互の原則）となる。

④ メリット

ア 議員全員が全予算の審査に参加できる。

イ 議案一体の原則に反せず、修正に対する問題が発生しない。

⑤ デメリット

ア 分割付託に比べると、きめ細かい議論となりにくい側面がある。

イ 所属議員が少ない会派は、持ち時間が足りず、深く追求できない場合がある。

ウ 分割付託の場合のように同時開会ができないため、会期が長くなる。

2 議会基本条例の制定について

(1) 平成21年7月 議会運営委員会で議会基本条例を検討事項にすることを決定

① 平成21年9月に、全議員対象に議会基本条例の概要説明を受ける。

② 2班に分けて、先進事例市（1班 所沢市・島田市・一宮市 2班 大村市・久留米市・大分市）の視察を実施する。

③ 視察報告及び今後の検討方法について協議する。

④ 議会基本条例検討部会を設置し、部会において今後、検討を行うことを決定する。

(2) 議会基本条例検討部会を設置

① 議長から「議会基本条例の制定に向けて素案の作成をする」諮問を受けて設置がされた。副議長が座長となり、各会派1名を選出し7名の委員で構成される。

② 議会基本条例規定項目概要表を作成し、それに基づいて今後の協議スケ

ジュールを決定し、各項目を順をおって協議していった。

- ③ 当初の条例素案に部会での討議を踏まえた修正を加え、さらに「各条文の解説」と「議会報告会など新たな取組が必要な事項について部会で議論して得た合意点」を記載した「呉市議会基本条例(素案)」を基に、最終の答申案を決定した。

(3) 議長への答申

- ① 平成22年5月24日に、検討部会から議長に対し、素案を答申する。

(4) 議員への説明

- ① 平成22年6月9日に全議員へ議会基本条例(案)の説明を実施する。

(5) 議会基本条例(案)の提出及び議決

- ① 平成22年6月7日に上程され、18日の最終本会議で議決される。
(平成22年6月25日に公布・施行)

(6) 議会基本条例実行委員会の設置

- ① 条例案が議決された6月18日に、「議会基本条例に規定する各条文の内容を実施するにあたり必要な事項を協議する」ことを目的として、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として設置する。
- ② 条例に規定されている議会報告会の開催に向けた協議を行う。
- ③ 平成22年11月11日 議会報告会を開催し、議会改革の進ちょく状況などを市民に報告した。(参加者数約170人)

(7) 今後の予定

- ① 平成22年11月11日 第2回目の議会報告会を開催予定。
- ② 論点情報の形成に係る制度設計。
- ③ 政策研究会の制度設計。

3 議会の改革について

(1) 改革のながれ

- ① 平成18年9月 委員会（予算特別委員会を除く）の傍聴を開始。モニター中継も開始。
- ② 平成19年2月 常任委員会の委員の任期を2年に変更し、1日1委員会とするとともに、年間スケジュールを固定化する。
- ③ 平成19年6月 代表質問の通告期限を告示日に変更。
会派と表決態度が異なる場合は、事務局に届ける。
提案説明は、すべて登壇して行う。
- ④ 平成20年2月 契約議案の完成期限を議決対象から外す。
委員会視察報告書をホームページに掲載する。
委員会会議録を市内LANに掲載する。
- ⑤ 平成20年9月 個人質問日を4日目に変更。代表質問は、3人以上の会派のみ行う。
- ⑥ 平成20年10月 決算委員会の1本化を決定する。
- ⑦ 議会活動の範囲の明確化（議会協議会、議案説明会、正副委員長会議）
- ⑧ 平成21年3月 議員定数削減条例（38名から34名）を可決する。
- ⑨ 平成22年6月 一問一答制を導入し、質問席も設置する。
議会基本条例を制定
- ⑩ 平成22年10月 議員個人の賛否をホームページに掲載する。
- ⑪ 平成22年12月 委員会会議録をホームページに掲載予定。
全議員出席の会議をインターネット中継する予定。

(2) まとめ

どの事項から議会改革に着手するかは、その議会によって違いがあるが、議会基本条例の制定に向けて、約1年間という短い協議期間で制定にまで至ったことは大変驚きであるとともに、議員が一致団結して取り組まれたことがよく理解できる。今後は、呉市議会の議会基本条例制定に向けた過程を大いに参考にしたいと考えている。